

総則・評価特別部会及び校種別部会等の 検討状況に関する資料

- 主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」
の視点からの授業改善）について（イメージ）（案）
（平成28年5月9日 高等学校部会配付資料）
- 教育課程の構造と各教科等の関係（イメージ）（案）
（平成28年5月10日 教育課程企画特別部会配付資料）
- 小学校・総則の改善のイメージ（たたき台案）
- 高等学校・総則の改善のイメージ（たたき台案）

主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）（案）

○「論点整理」におけるアクティブ・ラーニングの視点

【深い学び】

習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。

【対話的な学び】

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。

【主体的な学び】

子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

総則・評価特別部会及び各教科等WGの議論を踏まえ、以下のように整理できるのではないか

【深い学び】

習得・活用・探究の見通しの中で、教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげる「**深い学び**」が実現できているか。

【対話的な学び】

子供同士の協働、教師や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

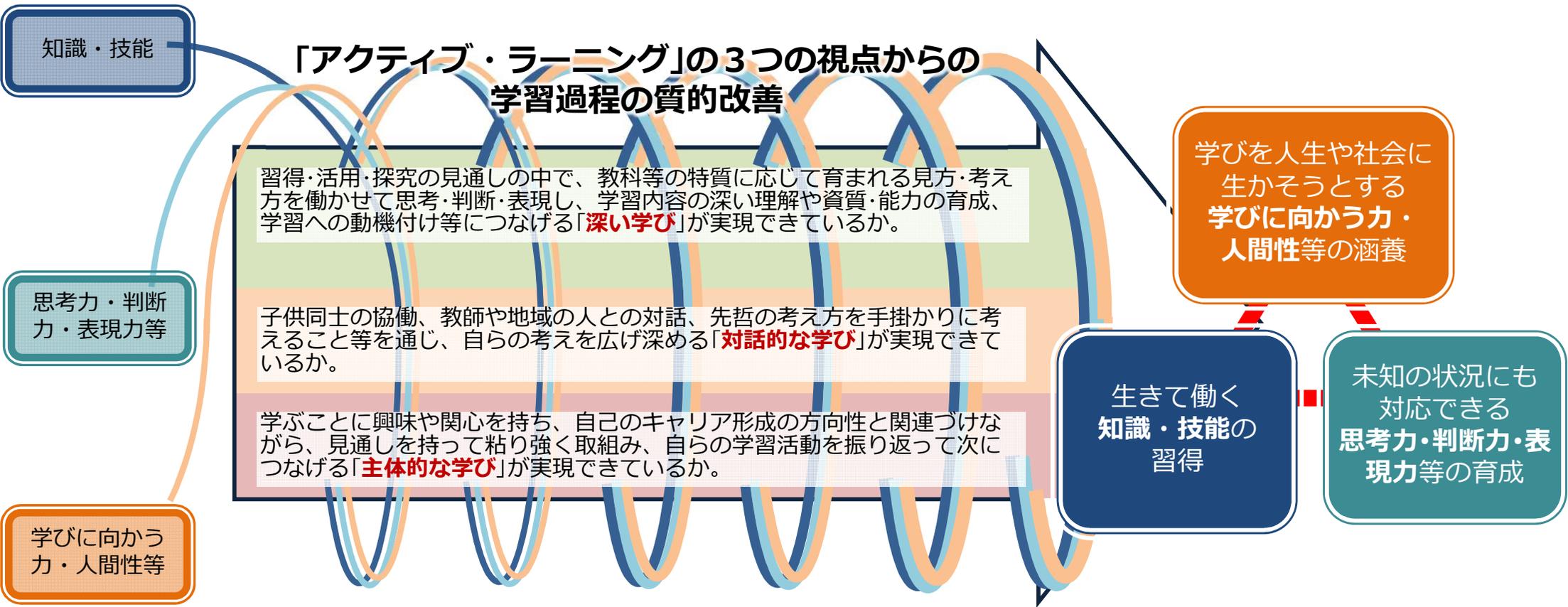
【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

資質・能力の育成と

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）の関係（イメージ）（案）

- ◆「アクティブ・ラーニング」の視点は、知識・技能を生きて働くものとして習得することを含め、育成すべき資質・能力を身につけるために必要な学習過程を実現するためのもの。三つの視点*を明確にすることにより、授業や学習の改善に向けた取組を活性化するもの。*
三つの視点は、学習過程の中で相互に関連し合うものであることに留意
- ◆学習内容の量を削減するのではなく、学習過程の質的改善を行うもの。また、生きて働く知識・技能の習得を含む資質・能力の育成には、学習内容の深い理解が不可欠であり、「主体的な学び」「対話的な学び」のみならず「深い学び」の重要性にも留意。



*「習得・活用・探究の見通し」とは、習得された知識・技能が思考・判断・表現において活用されるという一方通行の過程のみではなく、思考・判断・表現を経て知識・技能が生きて働くものとして習得される過程や、思考・判断・表現の中で知識・技能が更新されたりする過程なども含む。

*基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合においては、教科等の特質に応じ、知識・技能の習得を中心とした学習を、「深い学び」の前提として習得状況に応じ行う必要がある。その際には、例えば「主体的な学び」の視点から学びへの興味や関心を引き出すことなども併せて重要である。

学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力の設定

（子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき設定）

- ◆学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成
- ◆教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施

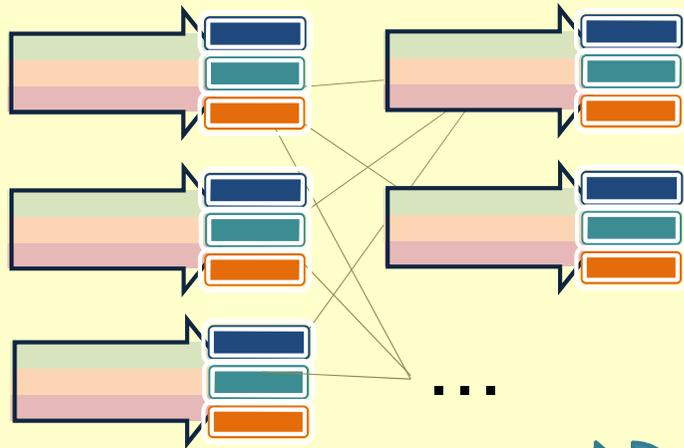
- ◆実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえつつ、教育課程を評価し改善

家庭・地域等

- ◆学校教育目標や育成すべき資質・能力を家庭・地域等とも共有

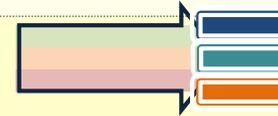
各教科

- ◆各教科の特質に応じ育まれる見方や考え方を働かせた学びを通じて、教科相互の関連性を視野に入れながら、資質・能力を育成



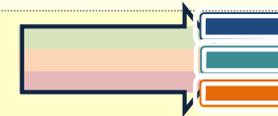
総合的な学習の時間

- ◆学校が育成すべき資質・能力を踏まえて教育目標を設定（学校教育目標と直接的につながる）
- ◆各教科の見方や考え方を総合的に活用し、自ら問いを見出し探究することを通じて資質・能力を育成



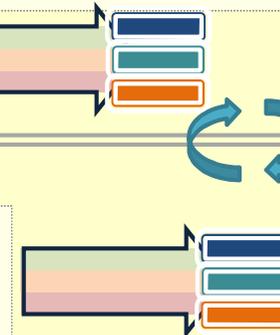
特別活動

- ◆学習の基盤となる学校生活全体の基盤づくりと、自分の生活やキャリアに学びをどう生かすかという振り返り
- ◆各教科の見方や考え方を総合的に活用し、望ましい集団活動を通じて資質・能力を育成



特別の教科 道徳

- ◆よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる
- ◆各教科等で育成する人間性の基盤となる



教育課程外の教育活動

- ◆関連する教科等の見方や考え方を働かせた学びを促進するなど、教育課程との関連を図る

- ◆教育課程の実施にあたり連携・協働

- ◆教育課程外の教育活動の実施にあたり連携・協働
- ◆学校教育以外の多様な教育活動の機会を提供

小学校学習指導要領・総則の構成

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
- ・道徳教育
- ・体育・健康に関する指導

第2 内容の取扱いに関する共通の事項

- ・発展的内容の指導と留意点
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方
- ・複式学級

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、**クラブ活動**、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・**2学年を見通した指導**
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・**合科的・関連的な指導**
- 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・**学級経営の充実**、生徒指導の充実
 - ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
 - ・個に応じた指導の充実
 - ・障害のある児童への指導
 - ・海外から帰国した児童等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

青字は、中学校学習指導要領には示されていない観点

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

小学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の考え方に基づき、教育課程の意義について示す

総則

第1 小学校教育の基本

⇒資質・能力の三つの柱に沿った小学校教育を通じて育成すべき資質・能力を示す

- 1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された教育の目的、目標
- 2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成
 - ・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣
 - ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育
 - ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- 3 小学校教育を通じて育成すべき資質・能力

第2 各学校における教育課程の編成

⇒カリキュラム・マネジメントの三つの側面に留意し、各学校において教育課程を編成することについて示す

- 1 カリキュラム・マネジメントの実現
- 2 幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム
- 3 小学校と中学校の接続と義務教育学校
- 4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係
- 5 教育課程の編成における共通の事項(授業時数、内容の取り扱い)
- 6 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画

第3 教育課程の実施と学習の評価

⇒アクティブ・ラーニングの視点に基づく、学習指導の改善・充実や指導上の工夫について示す

- 1 見方・考え方を働かせた学習指導の充実
- 2 学習評価を通じた教育課程及び学習指導の改善

第4 特別な配慮を必要とする児童への指導

⇒障害のある児童への指導など特別な配慮を必要とする児童への在り方について示す

- 1 障害のある児童への指導
- 2 海外から帰国した児童等への適切な指導

第5 学習活動の充実のための基盤

⇒学級経営やキャリア教育など、小学校の学習活動の充実の基盤となる留意事項について規定

- 1 学校における学習活動の基盤
- 2 家庭・地域との連携

別表 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の考え方にに基づき、教育課程の意義について示す

総則

第1 小学校教育の基本

⇒資質・能力の三つの柱に沿った小学校教育を通じて育成すべき資質・能力を示す

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された教育の目的、目標

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導

3 小学校教育を通じて育成すべき資質・能力

- ・育成すべき資質・能力
- ・各教科等の目標との関係
- ・各教科等の目標の実現のために見方・考え方を働かせた学習活動を実現すること

第2 各学校における教育課程の編成

⇒「社会に開かれた教育課程」の視点に基づき、各学校においてカリキュラム・マネジメントの三つの側面に留意して、教育課程を編成することについて示す

1 カリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校における学校教育目標、育成すべき資質・能力の明確化
- ・学校教育目標を踏まえた教育課程の編成
- ・地域社会と連携した教育課程の編成
(※「社会に開かれた教育課程」の視点)
 - ①教育課程を介した目標の地域との共有
 - ②育成すべき資質・能力の明確化
 - ③社会との共有・連携)

2 幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム

3 小学校と中学校の接続と義務教育学校

4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

5 教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取り扱い)

- ・年間の授業日数(週数)
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・複式学級

6 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・2学年を見通した指導
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的な指導

第3 教育課程の実施と学習の評価

⇒アクティブ・ラーニングの視点に基づく、学習指導の改善・充実や指導上の工夫について示す

1 見方・考え方を働かせた学習指導の充実

- ・見方・考え方を働かせた深い学び、対話的な学び、主体的な学び
- ・言語活動の充実
- ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実
- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた教育課程及び学習指導の改善

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う
(※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第4 特別な配慮を必要とする児童への指導

⇒障害のある児童への指導など特別な配慮を必要とする児童への指導の在り方について示す

1 障害のある児童への指導

2 海外から帰国した児童等への適切な指導

第5 学習活動の充実のための基盤

⇒学級経営やキャリア教育など、小学校の学習活動の充実の基盤となる留意事項について示す

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実
- ・キャリア教育
- ・生徒指導の充実
- ・学校間の連携、交流

2 家庭・地域との連携

- ・家庭や地域との連携
- ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習
- ・高齢者などとの交流の機会

別表 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す

高等学校・総則の改善のイメージ（たたき台案）

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通の事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

青字は、高等学校に固有の観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道德教育 ・体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・道德教育の全体計画の作成

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・普通科における配慮事項 ・専門学科における配慮事項
- ・進路指導等の充実

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・言語活動の充実 ・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒指導の充実 ・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実 ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・障害のある生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導 ・情報モラル、情報活用能力
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・部活動の意義と留意点
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定 ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の考え方に基づき、教育課程の意義について示す

第1款 高等学校の教育課程の基本

⇒資質・能力の三つの柱に沿った高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力を示す

1 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力

第2款 教育課程の編成における共通的事項と特例

1 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

2 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

3 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

4 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定 ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

5 通信制の課程における教育課程の特例

第3款 各学校における教育課程の編成

⇒カリキュラム・マネジメントの三つの側面に留意し、各学校において教育課程を編成することについて示す

1 カリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科における教育目標、育成すべき資質・能力の明確化
 - ・教育目標を踏まえた教育課程の編成
 - ・地域社会と連携した教育課程の編成
- (※「社会に開かれた教育課程」の視点)
- ①教育課程を介した目標の地域との共有
 - ②育成すべき資質・能力の明確化
 - ③社会との共有・連携)

2 中学校との接続

3 義務教育段階での学習内容の確実な定着

4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

5 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

6 各教科・科目等の内容等の取扱い

7 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・職業教育に関して配慮すべき事項
- ・道徳教育の全体計画の作成

第4款 教育課程の実施と学習の評価

1 見方・考え方を働かせた学習指導の充実

・見方・考え方を働かせた深い学び、対話的な学び、主体的な学び

- ・言語活動の充実 ・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実 ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・情報モラル、情報活用能力
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた教育課程及び学習指導の改善

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
 - ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う
- (※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第5款 特別な配慮を必要とする生徒への指導

⇒障害のある生徒への指導など特別な配慮を必要とする児童への指導の在り方について示す

1 障害のある生徒などへの配慮

2 海外から帰国した生徒などへの適切な指導

第6款 学習活動の充実のための基盤

⇒学級経営やキャリア教育など、高等学校の学習活動の充実の基盤となる留意事項について示す

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実
- ・キャリア教育の推進
- ・進路指導等の充実
- ・生徒指導の充実
- ・部活動の意義と留意点

2 家庭・地域との連携

- ・家庭や地域との連携
- ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習
- ・高齢者などとの交流の機会

別紙 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す